一定の規模以上の土地の形質の変更届出書届出要領

令和7年4月作成

本要領は、土壌汚染対策法（以下、「法」という。）第4条の手続きにおける考え方や届出時に必要な書類を記載しております。今後、届出の対象となる土地の形質の変更を行われる方は本要領を参考に届出をお願いいたします。

1 法第4条の主旨

土壌汚染のある土地で土地の形質の変更を行うと、「①掘削工事等による汚染土壌の露出」、「②帯水層に接していなかった汚染土壌が帯水層に接する状態になることによる地下水汚染の発生」、「③掘削された汚染土壌が搬出され、盛土への利用又は地下水等に接する形での埋立てや水道水源周辺への埋立て等への利用等による新たな環境リスクの発生」をさせるおそれがあります。

これら環境リスクの発生を防止するため、一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする方には事前に届出を行っていただくことが法により義務付けられております。

2 一定の規模以上の土地の形質の変更を行う際の届出（法第4条第1項）

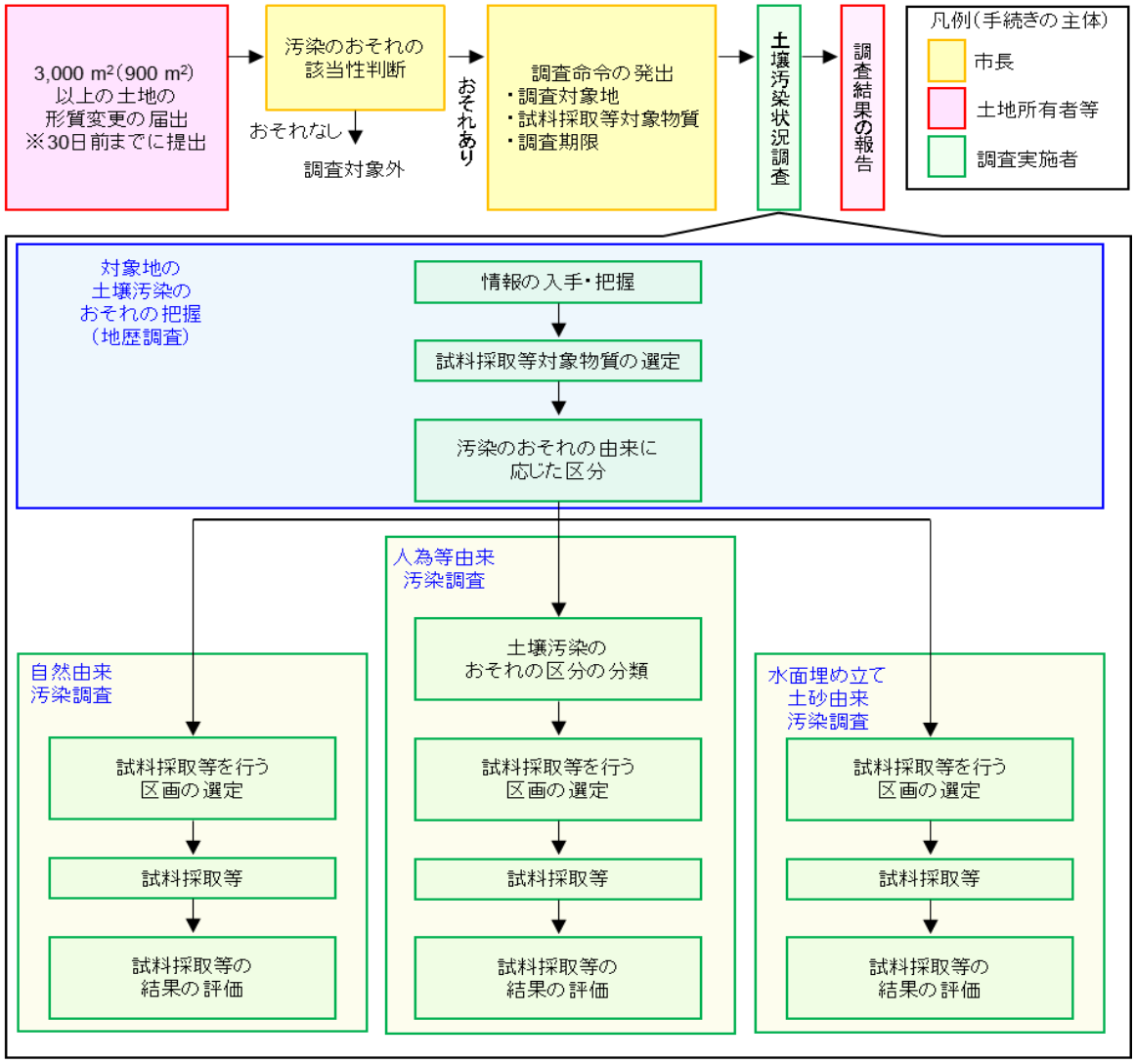

図1. 一定規模以上の土地の形質の変更届出の流れ

⑴ 概要

佐世保市内において一定規模(3,000 m^2)以上の土地の形質の変更(土地の形状を変更する行為全般をいいます。)をしようとする方は、変更に着手する日の 30 日前までに、佐世保市長に対して「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」による届出を行う必要があります。

この「一定規模(3,000 m^2)」は、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地や、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地(法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地を除く。)については 900 m^2 となります。

届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合には、土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)に対して、その土地の土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命じることとなります。

⑵ 届出義務者

届出の義務を負う方は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、施行に関する計画の内容を決定する方です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的に発注者が該当します。

なお、届出義務者が土地の所有者等でない場合にあっては、当該届出や調査命令が発出される可能性について、届出義務者から土地の所有者等に対して十分な説明を行ってください。

⑶ 届出が不要な土地の形質の変更

届出が不要な土地の形質の変更は以下のとおりです。届出の要否については事前にご相談ください。

1) 盛土のみの土地の形質の変更の場合

2) 以下の行為に該当する場合

【土地の形質の変更の届出を要しない行為】(法施行規則第 25 条)

1 次のイ～ハのいずれにも該当しない行為

イ 土壌を形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること

ロ 土壌の飛散または流出を伴う形質変更を行うこと

ハ 土地の形質変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること

2 農業を営むために通常行われる行為で 1 のイに該当しないもの

3 林業の用に供する作業路網の整備であって 1 のイに該当しないもの

4 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

5 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑷ 届出提出期限

土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに届出しなければなりません(契約事務や設計等の準備行為は含みません)。

⑸ 必要な書類

届出時に必要な書類は表1のとおりです。本課届出前にご自身の確認資料としてご利用ください。

表1「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」提出時チェックリスト

No	書類の名称及び説明文	☑
1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第 6）	□
	⇒ 法施行規則に規定されている様式です。土地の所在地の項目について、地番が多く記載できない場合、地番一覧表を添付してください。	
2	土地の形質の変更の場所を示す位置図	□
	⇒ 上記届出書内の項目をご説明いただくうえで位置図を添付してください。周辺の土地利用の状況と合わせて土地の形質の変更の場所が示されている図面を想定しています。なお、位置図の添付は義務ではありませんが、位置図によるご説明を推奨しています。	
3	土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図	□
	⇒ 以下のような図面を添付してください。 ① 平面図 掘削・盛土部分が区別して表示されているもの ② 立面図・断面図 掘削深度が示されているもの	
4	届出者が土地の所有者等でない場合、土地の登記事項証書その他土地所有者等の所在が明らかとなる書面の写し	□
	⇒ 土壌汚染状況調査を命ずる際、発出先を明確にするために添付が必要となります。「その他土地所有者等の所在が明らかとなる書面」の例は以下のとおりです。 ① 土地の所有者の所在を明らかにする書面 土地の売買契約書、土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等 ② 土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面 公共施設の占有許可証等 ※ 届出者が土地の所有者等に該当する場合、添付していただく必要はありません。	
5	【任意】土壌汚染状況調査結果報告書（様式第7）	□
	⇒ 法第4条第2項の規定により、事前に指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、当該調査結果報告書を本届出書に併せてご提出される場合、添付してください。	
6	【任意】土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料	□
	⇒ 添付していただくことで、佐世保市が土壌汚染のおそれの基準への該当性を判断するにあたり活用することができます。当該資料がなければ添付していただく必要はありません。	

※ 本要領の最後に届出書様式や平面図のイメージを掲載しておりますので参考にしてください。

⑹ 提出方法

1） 窓口・郵送で提出

提出部数　**1部**（控えをご希望の方は2部ご提出ください。）

提出先　　〒857－0851

佐世保市稲荷町1番8号　佐世保市環境センター　佐世保市環境部環境保全課

届出様式　各種様式は、以下 URL 又は二次元コードにてご案内しております。

2） インターネットで提出

来所不要で 24 時間いつでも利用ができるオンライン申請が可能です。

オンライン申請の手続きは、以下 URL 又は二次元コードにてご案内しております。

【土壌汚染対策法に関する届出】

（URL：https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/taisakuho.html）

⑺ 届出時の注意事項

1） 同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更

同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要しません。同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近似性、実施主体等を総合的に判断し、それぞれの土地の形質の変更部分の面積を合計して 3,000 m^2 以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等については 900 m^2 以上）となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更として届出してください。

2）「土地の所有者等の所在を明らかにする書類」について

⑸ 表1 No.4に記載のとおり、届出者が土地の所有者等でない場合、土地の所有者の所在を明らかにするため土地の登記事項証明書等を添付する必要があります。しかし、登記事項証明書における土地の所有者と実際の土地の所有者が異なる場合が想定されますので、その際は実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類の添付等をお願いいたします。

また、土地の所有者の死亡により相続人が土地の所有権を有している場合、戸籍謄本及び住民票の写し等を添付していただき相続人であることを証する書類の添付をお願いいたします。

3）アスファルト舗装された土地の形質の変更について

⑸ 表1 No.1に記載していただく「土地の形質の変更に係る部分の深さ」とは、現在の地表面（アスファルト舗装されている場合は、アスファルト面）からの深さとなります。（例えば、道路が 60 cm の構造物（アスファルト＋路盤）で覆われている場合、その構造物をはがす行為は地表から深さ 50 cm 以上まで掘削することになるため、土地の形質の変更に該当します。）

しかし、アスファルト面のみを掘削する場合、原地盤の土地の形質が変更されませんので、土地の形質の変更に該当しません（詳細は図2及び図3のとおり）。

掘削例	イメージ図	土地の形質変更の該当性	掘削深さ[cm]	届出の要否
原地盤まで掘削	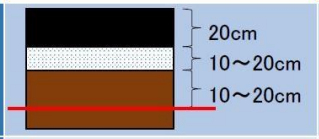	該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
路盤材まで掘削（原地盤に触れる場合）	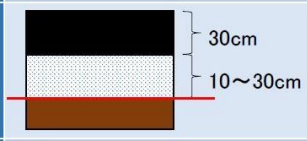	該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
路盤材の一部まで掘削	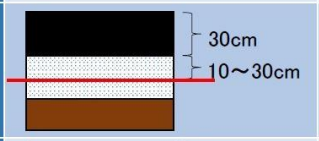	非該当		
アスファルトのみ掘削	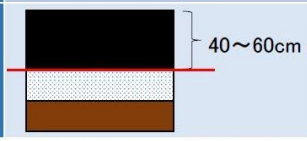	非該当		

凡例
- アスファルト（表層＋基層）
- 路盤材（上層路盤＋下層路盤）
- 原地盤（路床を含む）
- 掘削深度

※土壌を区域外に搬出せず、土壌の飛散流出を伴う形質変更ではない場合に限ります。

図2. アスファルト舗装が **アスファルト＋路盤材＋原地盤** で構成される土地における届出の要否

掘削例	イメージ図	土地の形質変更の該当性	掘削深さ[cm]	届出の要否
原地盤まで掘削	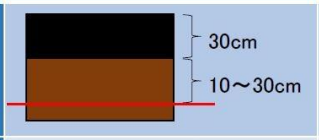	該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
アスファルトのみ掘削（原地盤に触れる場合）	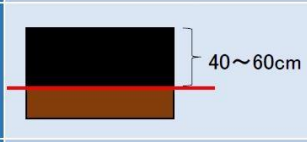	該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
アスファルトの一部を掘削	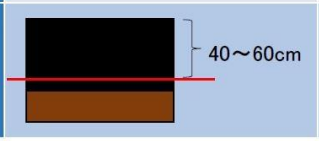	非該当		

凡例
- アスファルト（表層＋基層）
- 原地盤（路床を含む）
- 掘削深度

※土壌を区域外に搬出せず、土壌の飛散流出を伴う形質変更ではない場合に限ります。

図3. アスファルト舗装が **アスファルト＋原地盤** で構成される土地における届出の要否

3 法第4条第2項調査について

法第4条の手続きにおいて汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行えるようにするため、土地の形質の変更を行う方は当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態についてあらかじめ環境大臣が指定した指定調査機関に調査させ、その結果を法第4条第1項の届出に併せて提出することができます。なお、土地の所有者等の全員から同意を得る際は、「土地の形質の変更の場所を記載した書面」にて行う必要があり、「当該土地を指定調査機関に調査させること」、「調査結果を法第4条第1項の届出に併せて佐世保市に提出すること」の同意が含まれている必要があることに留意してください。

4 法第4条第3項調査について（調査命令）

土地の形質の変更の届出を佐世保市が受けた場合において、当該土地が「特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準」に該当すると認めるときは、土地の所有者等に対し、環境大臣が指定した指定調査機関に調査させて、その結果を報告するよう命じます。ただし、当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出（法第4条第2項）があった場合は、この限りではありません。

調査報告期限については、調査の障害となる構造物のない更地の場合は命令から 120 日程度を目安として設定します。

【特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準】（法施行規則第 26 条）

1 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

3 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

4 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

5 2～4 までの土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年　　月　　日

佐世保市長　殿

届出者

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

土壌汚染対策法 第３条第７項 / 第４条第１項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第３条第１項のただし書の確認を受けた土地において法第３条第７項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第４条第１項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

記載例

土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図

盛土部分と掘削部分が区分して表示されていること

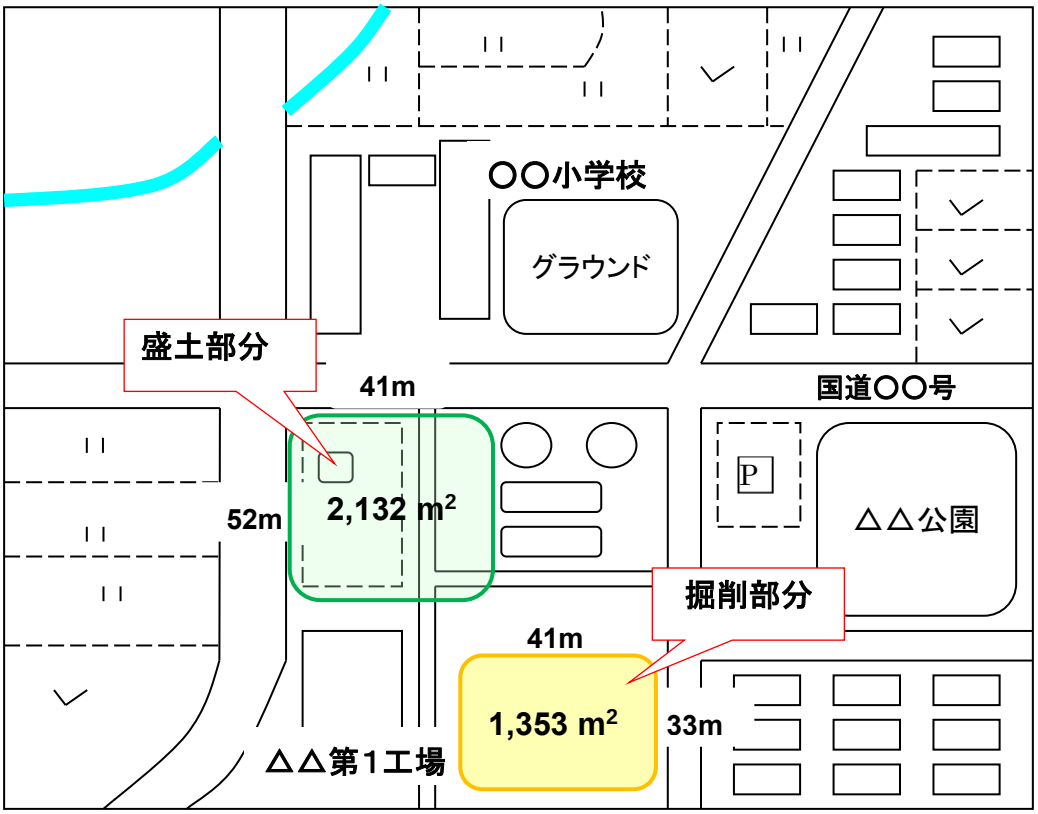

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書

年　　月　　日

佐世保市長　殿

報告者

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

土壌汚染対策法 第３条第８項の命令に係る調査
第４条第２項の　　調　　査
第４条第３項の命令に係る調査 を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

法第３条第８項又は第４条第３項の命令を受けた年月日	
土壌汚染状況調査を行った場所	
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壌汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
法第４条第２項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。